

第1号

令和7年8月21日

岡山県公安委員会

運転免許証更新受付事務等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査実施要領

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の7の規定により、運転免許証更新受付事務の委託に関し、当該事務等を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施します。

記

第1 認定の審査に係る業務

岡山県運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）、倉敷運転免許更新センター（以下「倉敷更新センター」という。）及び津山運転免許更新センター（以下「津山更新センター」という。）における運転免許証更新受付事務、運転免許センターにおける総合案内事務、第2の2の表に掲げる警察署における免許関係事務並びに免許証更新事前通知事務

第2 業務の内容等

1 業務の内容

- (1) 法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する運転免許証の有効期間の更新（以下「免許証更新」という。）の申請の受付に関する事務（運転免許センター、倉敷更新センター及び津山更新センターにおけるものに限る。）
- (2) 運転免許センターの来庁者に対する運転免許試験、免許証更新の申請その他の手続の教示、案内等総合案内に関する事務
- (3) 法第108条第1項に規定する免許関係事務のうち、2の表に掲げる警察署において行うもの
- (4) 法第101条第3項に規定する免許証更新の申請に関する必要な事項を記載した書面の送付に関する事務

2 実施場所

1 (1)に掲げる事務にあつては運転免許センター（岡山市北区御津中山444番地3）、倉敷更新センター（倉敷市大島451番地1）及び津山更新センター（津山市林田77番地）、1 (2)及び(4)に掲げる事務にあつては運転免許センター、1 (3)に掲げる事務

にあつては次の表に掲げる警察署

警 察 署 等	所 在 地
岡山中央警察署	岡山市中区浜一丁目 19 番 39 号
岡山東警察署	岡山市東区西大寺中野 501 番地 9
岡山西警察署	岡山市北区野殿東町 2 番 10 号
岡山南警察署	岡山市南区泉田五丁目 4 番 6 号
赤磐警察署	岡山市東区瀬戸町瀬戸 166 番地
備前警察署	備前市伊部 276 番地 1
瀬戸内警察署	瀬戸内市牛窓町牛窓 4780 番地 11
玉野警察署	玉野市宇野一丁目 13 番 1 号
児島警察署	倉敷市児島駅前四丁目 83 番地
倉敷警察署	倉敷市大島 451 番地 1
水島警察署	倉敷市水島南幸町 4 番 1 号
玉島警察署	倉敷市玉島 1354 番地
笠岡警察署	笠岡市六番町 2 番地 3
井原警察署	井原市西江原町 859 番地 1
総社警察署	総社市真壁 426 番地 1

高梁警察署	高梁市段町 1 0 1 7 番地 1
新見警察署	新見市新見 3 8 9 番地 1
真庭警察署	真庭市江川 8 2 1 番地 1
美作警察署	美作市明見 3 3 3 番地 1
美咲警察署	久米郡美咲町打穴中 1 0 8 2 番地 2

3 委託予定期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和11年 2 月28日まで

第3 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これら

に相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。

2 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

第4 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が第3の1(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 第3の1(4)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において、管理責任者を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

- ウ 第3の1(5)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等
- エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

令和7年8月27日から同年10月23日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

ただし、郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）による場合は、令和7年10月23日必着とする。

3 提出場所

郵便番号709-2192

岡山市北区御津中山444番地3

岡山県警察本部交通部運転免許課（運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所に持参又は郵便等により提出すること。

第5 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和7年8月21日から同年10月16日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（1の配布期間の最終日については、午後4時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角型2号に返信先の宛名を明記し、180円分の切手を貼ったもの）を同封して、第4の3の場所に請求すること（令和7年10月9日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

第6 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

第7 認定の有効期間

認定した日から令和11年2月28日までとする。ただし、第3に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

第8 運転免許業務の運用見直し等に伴う業務変更

本件審査に係る業務内容の概要は、第2の1に掲げるものであるところ、県民の利便性向上等を図るため、令和7年度末までに変更が生じる業務については、その内容を勘案し、審査に必要な範囲内での情報提供等を行う場合がある。

第9 問い合わせ先

岡山市北区御津中山444番地3

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（086）724-2200（内線550・521・522）